

3 「『この日常は、異常？』～DVについて考える～」（女性の人権/DV）

実践する場面

- (1) 対象者 人権教育担当職員、行政職員、保護者等
- (2) 所要時間 75分

活動のねらい（ポイント）

- (1) DVは身近に起こり得るものであり、誰もが被害者や加害者になり得ることを認識する。
- (2) DVの被害者も支援者も「一人で抱えないこと」が大切だと理解する。

準備するもの

ワークシート1～2、資料1～3、冊子「この日常は、異常でした」（可能であれば人数分）

進め方（展開例）

時間	学習の流れ（活動・内容）	留意事項	備考（資料）
導入 15分	<p>◆学習の確認（5分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会のねらい ・日程 ・参加体験型学習における約束 <p>◆アイスブレイキング（10分）</p> <p>「<input type="text"/>の食べ方を語ろう！」</p> <p>①<input type="text"/>を食べるときに、最初に食べるところや食べ方についてグループで話し合う。 （例：「たい焼きは頭から食べる」 「餃子は醤油と酢をつけて食べる」等）</p> <p>②話し合った感想を全体で共有する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・【参加体験型学習の約束】の内容を伝える。 →P9 ・4人程度のグループで行う。 ・<input type="text"/>は、たい焼きや餃子などの料理や、ご当地の銘菓や特産物など、参加者が考えやすいものを選ぶ。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・自分と異なる意見でも肯定的に受け止め、いろいろな考え方があることを実感する。 ・食べ方に限らず、考え方は人それぞれで良いものであり、相手の考えを聞かずに自分の考えを押し付ける必要はないことを確認する。 			
展開 50分	<p>◆アクティビティ1（20分）</p> <p>「この日常は、異常？」</p> <p>①マンガを読んで、感じたことをワークシートに記入する。</p> <p>②グループで意見交換する。</p> <p>③DVの形態について、ファシリテーターからの説明を聞く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート1を配付する。 ・拡大コピーするなどして提示してもよい。 ・資料1をもとにして、身体的暴力を含めたDVの形態について解説する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート1 →P27 ・資料1 →P29
<ul style="list-style-type: none"> ・DVの形態とその主なものについて知る。 			

	<p>◆アクティビティ2（30分） 「それってだれのため？」</p> <p>①～③それぞれ、ワークシートに記入した後、グループで意見交換する。</p> <p>①マンガの続きを予想し、今後の影響について考える。</p> <p>②DVが起きる原因について考える。</p> <p>③自分の身近で、マンガのような状況があったり、相談されたりした場合の、支援のあり方について考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート2を配付する。 ・①～③まで同じ流れで行うことを確認する。 ・資料2をもとに、心身や生活、子どもへの影響について補足する。 ・資料2をもとに、誰もが被害者や加害者になり得ることを確認する。 ・被害者も支援者も一人で抱えないことを確認する。 ・資料3をもとにして、相談窓口について紹介する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート2 →P28 ・資料2 →P30 ・資料3 →P31
<p>まとめ 10分</p>	<p>◆まとめ（10分）</p> <p>①学習を振り返って考えたことや感じたことを共有する。</p> <p>②まとめの話を聞く。</p> <div style="border: 2px solid blue; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・マンガをとおして、誰もがDVの被害者や加害者になり得ることを認識する。 ・DVの被害者も支援者も「一人で抱えないこと」が大切だと理解する。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・活動のねらい（ポイント）を押さえる。 	

<参考資料など>

「この日常は、異常でした」神奈川県福祉子どもみらい局人権男女共同参画課（令和2年3月）

「パートナーからの暴力に悩んでいませんか」かながわ男女共同参画センター（令和2年7月）



「この日常は、異常でした〜見つめ直す、パートナーとの関係〜」
 神奈川県福祉子どもみらい局人権男女共同参画課

この日常は、異常?

1 右のマンガを読んで感じたことを記入しましょう。

①ある女性の場合

②ある男性の場合

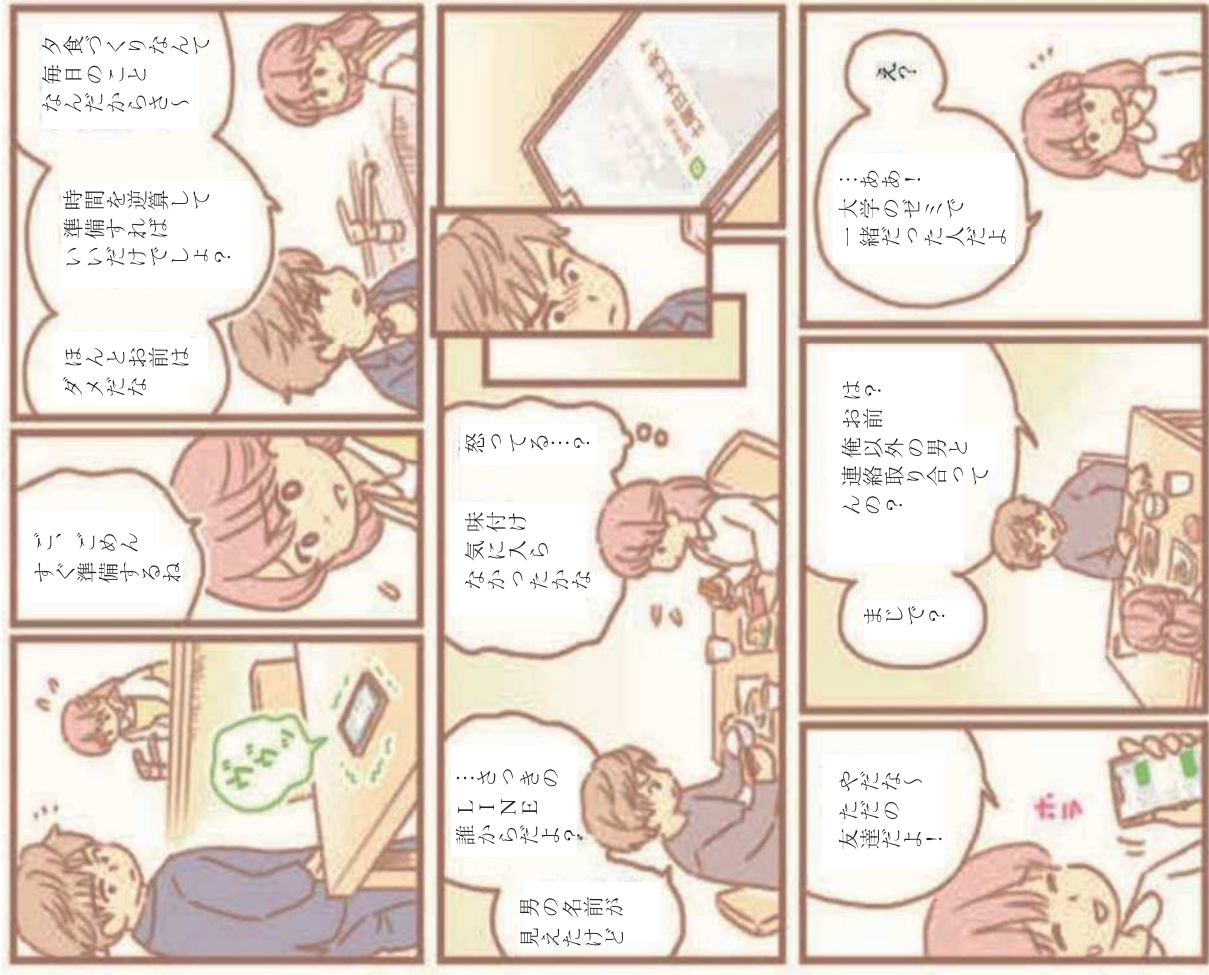
それってだれのため？

- ① 右のマンガの続きを予想し、今後の影響について考えられることを記入してください。

- ② パートナーとこのような関係になる原因はどんなことが考えられるでしょうか。

- ③ この女性は「大丈夫、殴られているわけじゃないし…」と言います。あなたの周りにいたり、相談されたりしたら、どう声をかけ、どう支援したらよいでしょうか。

ワークシート2



「この日常は、異常でした ～見つめ直す、パートナーとの関係～」
 神奈川県福祉子どもみらい局人権男女共同参画課

パートナー間での暴力や暴言をDVとといいます。 パートナーとの関係をチェックしてみましょう。

こんなことをされていない？こんなことをしていない？

- 怒鳴る、高圧的にものを言う
- 「何もできないくせに」等、人格を否定するようなことを言う
- うまくいかないことを全て相手のせいにする
- 「死んでやる」「別れる」「子どもの親権は渡さない」などと脅す
- 長時間無視する
- 物を投げたり、壊したりする

精神的
(心理的)
暴力



- 生活費を渡さない
- 借金を重ねる

経済的
暴力



- 携帯をチェックしたり、行動を厳しく監視する
- 友人とのつきあいや外出を制限する

社会的
暴力



- いやがっているのに性行為を強要する
- 避妊に協力しない

性的
暴力



こんな影響がでていない？

- 常に相手の機嫌をうかがってしまう
- 相手と一緒にいると苦しい
- 相手が怒るのは自分が悪いからだと思う
- 気分の落ち込み、うつ、不眠、食欲不振等、心身に不調がでている

身への
心へ影響



- 子どもが親の顔色をうかがうようになった
- 子どもが暴力的になった

子ども
への
影響



! 子どもが同居する家庭におけるパートナーに対する暴力(面前DV)は、児童虐待(心理的虐待)にあたります。

「この日常は、異常でした～ 見つめ直す、パートナーとの関係～」

神奈川県福祉子どもみらい局人権男女共同参画課

※ 男性から女性に対する暴力だけでなく、ワークシート1のマンガで見られるように、女性から男性に対する暴力や、また、同性間での暴力もDVとなります。

DVについて

暴力はどのように起きているのか

被害経験のある女性は31.3%で、約3人に1人は配偶者から被害を受けたことがある。被害の内容は「身体に対する暴行を受けた」女性は19.8%、うち5.3%は何度も被害を受け、「精神的いやがらせや恐怖を感じるような脅迫を受けた」女性は16.8%、うち7.8%は何度も被害を受けた。さらに「経済的圧迫を受けた」10.0%、「性的強要を受けた」9.7%となっている。また、どこにも相談しなかったのは38.2%。多くの女性が相談できない状況にある。

(内閣府「男女間における暴力に関する調査」平成29年)

ドメスティック・バイオレンス (DV) の背後にあるもの

①暴力の本質

【社会の根底にある誤った認識】
男女の経済格差、社会的地位の差、固定的な性別役割分担意識、女性差別の意識、妻への暴力は許される等

【立場の弱い女性への力と支配】
社会的に立場の強い男性が、体力、経済力、社会的信用などのパワー（力）を背景に、様々な暴力を巧妙に使い分ける。

②暴力に支配され、孤立する女性の生活

不安、緊張、恐怖（いつ暴力をふるわれるか、逆らったり逃げたりすると更に暴力）

言動を自ら制限、畏縮する。社会から孤立し、逃げる気力と機会を失う。

無力感から、感受性を麻痺させて現状に適応し、暴力をふるう男性が望むことを最優先して行動する。

ますます暴力に支配され、暴力から逃げ出せなくなる。

③暴力からの避難を妨げる社会的要因

誤った社会の通念や意識、経済的自立が困難なことなど、女性を取り巻く様々な見えない壁が、女性が暴力から避難するのを躊躇・あきらめさせる原因となっている。このため、DVへの対応を遅らせ、被害を拡大させる原因にもなっている。

心身や生活、子どもへ広範囲に及ぶDVの影響

トラウマ（心の傷）、PTSD
（心的外傷後ストレス障害）

不眠、頭痛、下痢、
胃痛など身体的症状

自らの命を絶つ、思い余って加害者を殺害することもある。

性的暴力による望まない妊娠や中絶。妊娠中の暴力は、流産や死産との関連性もある。

仕事を続けられなくなる。人間不信で対人関係に悪影響。自己評価が低くなる。

児童虐待防止法では、子どもの面前でのDVは、子どもへの虐待としている。DVを目撃した子どもは情緒不安定になり、成長して自らも暴力をふるうようになる危険性もある。

【参照】「パートナーからの暴力に悩んでいませんか」かながわ男女共同参画センター（令和2年7月）

支援のあり方について考える

あなたが相談されたら

- 話をありのままに受け止め、被害者であれば「あなたは悪くない」と声を掛ける。
 - ODVについての支援・相談機関の情報を提供する。
 - 緊急の場合は個人で解決しようとしてせず、女性のための相談機関や警察署に相談する。
 - 暴力を受けている人を発見した人は、配偶者暴力相談支援センターや、警察に通報する。
 - 医師や医療関係者も、配偶者暴力相談支援センターや、警察に通報することができるので、けがをした場合には、安心して医師の診断を受けるよう勧める。
 - 社会全体で解決すべき問題。どんな暴力も許さない！という、一人ひとりの決意が重要。
- 【参照】「パートナーからの暴力に悩んでいませんか」かながわ男女共同参画センター（令和2年7月）

神奈川県DV相談窓口

- 一人で悩まずに、下記へご相談ください。（相談無料、秘密厳守）
- 被害者が男性でも女性でも、また同性間の相談であってもお受けすることができます。
- 緊急の場合は、110番または最寄りの警察署へご相談ください。

女性のためのDV相談	
0466-26-5550	
月曜から金曜：9時から21時 土曜・日曜：9時から17時 (祝日を除く)※面接相談は要予約	
女性への暴力相談週末ホットライン	多言語による相談 <small>英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語、ベトナム語</small>
045-451-0740	090-8002-2949
土曜・日曜：17時から21時 祝日：9時から21時	月曜から土曜：10時から17時 ※面接相談は要予約
男性被害者のための相談	DVに悩む男性のための相談
0570-033-103	0570-783-744
月曜から金曜：9時から21時（祝日を除く） ※面接相談は要予約	月曜・木曜：18時から21時（祝日を除く）
かながわDV相談LINE（女性対象）	
	火曜・木曜・金曜・土曜：16時から21時 (祝日を除く)
LINE ID @kanagawa-dv	

(年末年始は除きます)